

地域リハビリテーション広域支援センターの指定に係る審査・選定要領

(趣旨)

- 1 この要領は、「千葉県地域リハビリテーション支援体制整備推進事業実施要綱」(以下、要綱という。)第2の3に規定する地域リハビリテーション広域支援センターの指定について、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

- 2 この要領は、各二次保健医療圏の地域リハビリテーション広域支援センターの指定に係る審査に適用する。

(審査基準)

- 3 2による審査については、「地域リハビリテーション広域支援センターの指定に係る審査基準」(以下、審査基準という。)により行うものとする。

(審査方法)

- 4 2による審査については、各二次保健医療圏の申請者から提出された千葉県地域リハビリテーション広域支援センター指定申請書(別紙様式)の内容について、事務局による形式的な要件の確認(形式審査)を経た後、次の(1)及び(2)により行うものとする。

なお、(1)のうち「運営体制」にかかる項目については事務局で審査し、(1)のうち「業務遂行能力」にかかる項目及び(2)については、千葉県地域リハビリテーション協議会の協議会員(地域リハビリテーション広域支援センターの協議会員を除く)により審査するものとする。

(1) 書類審査

地域リハビリテーション広域支援センターとして活動するための、運営体制及び業務遂行能力について、指定申請書類により審査する。

(2) ヒアリングによる審査

地域リハビリテーション広域支援センターとして活動するための、業務遂行能力について、申請者からのヒアリングにより審査する。

(評価・選定方法)

- 5 4による審査の評価・選定方法については、次の各号によるものとする。
 - (1) 事務局が、審査基準(ア)の全項目を適とした場合は、適当とする。
 - (2) 千葉県地域リハビリテーション協議会の協議会員による審査の結果が、次のア及びイの両方を満たしている場合は適当とする。
 - ア 評価の合計が51点以上であること
 - イ 評価Eが無いこと
 - (3) 申請者が(1)及び(2)の条件に該当する場合は、当該申請者を地域リハビリテーション広域支援センターとして適当と判断する。

(附則)

この要領は、令和4年6月30日から施行し、令和5年3月31日をもって失効する。